

令和元年6月17日現在

機関番号：32644

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K17361

研究課題名(和文) ワーク・ライフ・バランスをめぐる学習課題の構造 関連講座の現状分析から

研究課題名(英文) Content analysis of learning program with "Work-Life Balance"

研究代表者

池谷 美衣子 (Ikegaya, Mieko)

東海大学・現代教養センター・講師

研究者番号：00610247

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、ワーク・ライフ・バランスをめぐる、男女共同参画推進行政および労働行政がそれぞれ実施する啓発的な学習機会の内容を分析した。その結果、男女共同参画行政では、ワーク・ライフ・バランス推進が労働事情・労働問題をテーマにする契機になったり、成人が自身の働き方や家族との関係を考え直す機会として提供されていた。労働行政では、労働問題や労働者の権利を学ぶ学習機会が想定され、労働教育の事例集が刊行されるなどこれまでにない積極的な動きが見られる一方で、機会としては学校教育が中心で対象も若者に焦点化されていた。男女共同参画推進行政、労働行政のいずれにも、それぞれの学習枠組みに対して課題が指摘された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「ワーク・ライフ・バランスの実現」は現代日本社会の課題・目標として定着を見せ、実現に向けた取り組みは企業や行政など多岐に見られる。本研究では、社会教育・生涯学習の観点から、(主に成人にとっての)学習課題として分析を行うものであった。

この観点からのアプローチは、ワークライフバランスを単なる政策課題としてではなく、労働と生活の葛藤や不安、家族間のケア関係の見直し等によって、私たち自身の生活課題として現れてくるものであることを確認するという点で、同時に、成人を啓発の対象ではなく、自分が望む労働・生活・関係のあり方を創造していく主体としてみならず必要を提起する点で、学術的・社会的意義をもつものであった。

研究成果の概要(英文)：With regard to Work-Life Balance, in the administration of gender equality promotion, learning programs have been expanded to reconsider our work style and gender division of labor. On the other hand, in the administration of labor, programs to learn about workers' rights are activated. In this study, I analyzed the content of enlightening learning programs implemented by each administration.

As a result, for the administration of gender equality promotion, Work-Life Balance promotion is an opportunity to focus on labor situations and problems, and it is provided as an opportunity for adults to reconsider their work styles and family relationships. In the administration of labor, there are positive movements such as publication of labor education casebook. However, it was pointed out that all were targeted at schooling and focused only on young people.

It is an research task from now on that how Work-Life Balance is embodied as a social education practice.

研究分野：生涯学習・社会教育学

キーワード：社会教育 ワーク・ライフ・バランス 男女共同参画行政 啓発 労働教育

1. 研究開始当初の背景

日本社会の現代的課題であるワーク・ライフ・バランスをめぐって、関連する学習講座が広がっている。男女共同参画推進の領域では、働き方の見直しと性別役割分業・家族形成に関わる学習講座が広がる一方、労働行政等では労働法や労働者の権利に関する学習の活性化が見られる。これらとともに、労働や生活のあり方を考え、改善するためには、必要かつ重要な学習機会であることは疑いえない。

しかし一方で、ワーク・ライフ・バランスをめぐる学習課題の全体像やその構造は未整理であり、行政の管轄で断断されたまま、それぞれに啓発的な学習講座が開催されている現状がある。

2. 研究の目的

そこで、本研究では、ワーク・ライフ・バランス関連の学習講座における学習内容の現状分析に取り組み、ワーク・ライフ・バランスをめぐる学習課題の現状と課題の解明を目的とする。具体的には、男女共同参画推進行政、および、労働行政等におけるワーク・ライフ・バランス関連の学習機会の分析と、参照対象として学校教育におけるキャリア教育の分析を行う。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、基礎的作業として、社会教育・生涯学習における関連先行研究の検討を行った(研究成果(1))。その上で、以下3つの研究課題・方法を設定した。

研究課題1として、男女共同参画推進行政におけるワーク・ライフ・バランス関連事業の学習内容の分析のために、文献研究、および、国立女性教育会館のデータベースを利用した量的調査を行う(研究成果(2))。

研究課題2として、労働行政等におけるワーク・ライフ・バランス関連事業の学習内容の分析のために、文献研究、インタビュー調査、事例調査を行う(研究成果(3))。

研究課題3として、学校教育におけるキャリア教育のカリキュラムに関する分析・検討を行うために、文献研究、事例調査を行う。

なお、本研究が展開する中で、労働行政が学校教育の場における教育啓発事業、ないし、在学青少年を対象とした労働教育事業を積極的に展開していたことから、課題2と課題3が重複していくこととなった。そのため、学校教育におけるキャリア教育からの考察は、十分に組み込みことができなかった。

4. 研究成果

(1) 社会教育・生涯学習における関連する先行研究の検討

前提となる先行研究検討として、これまでの社会教育研究実践において「生活」を冠した実践の担い手が女性中心であったことや、「生活」という用語を用いる際に込められた意味や価値の変化と共通性を明らかにした。

さらに、ワーク・ライフ・バランスと社会教育の理論的枠組みについて検討した。社会教育において、生活課題・地域課題の解決の出発点とされてきた「集う」ことの困難に対し、ワーク・ライフ・バランス社会の実現が社会教育を推進する上での現代的な「環境醸成」の一つになりうることを指摘した。

また、労働と生活に関わる女性対象の公民館事業を対象に、受講者の追跡調査(事例調査)を行い、公民館事業での学習経験とその後の労働や生活の状況の関連について、研究成果を発信することができた。

(2) 男女共同参画推進行政におけるワーク・ライフ・バランス関連の学習講座

現状把握として、国立女性教育会館(NWEC)が構築している全国の男女共同参画関連施設の事業データベースを用い、ワーク・ライフ・バランスを課題とした学習講座の量的変遷とその内容について検討した。その結果、ワーク・ライフ・バランスが学習課題として設定されることで、「男性への男女共同参画意識の浸透」「労働事業」の事業分野に関する取り組みの層が強化されたことが明らかになった。

一方で、量的変遷の把握は一定程度できたものの、全体としては講演会や単発講座が多く、例えば「労働事業」としてワーク・ライフ・バランスの課題がどのように提示されているのかまでが明らかにできなかったこと、また、ワーク・ライフ・バランスをめぐる課題を抱える層として、共働き子育て世帯や都市的な雇用労働のみが想定されているなど、男女共同参画推進行政における対象想定の問題点について、今後の研究課題が残された。

(3) 労働行政におけるワーク・ライフ・バランス関連の学習事業(学校教育を含む)

本研究における現状把握として、平成28年度から実施が始まった厚生労働省事業「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」を対象にすることとした。これは、過労死等防止対策推進法を根拠に始まった事業で、中学・高校・大学等に労働法に詳しい弁護士と過労死遺族が

ペアで派遣されることに特徴がある。

事業の概要について把握し、実際の高校公民科における啓発事業の非参与観察を行った。また、本事業を理解するための予備的な調査として、過労死問題に長年取り組んできた弁護士を対象にインタビュー調査を行い、過労死等防止対策推進法(平成26年成立)の法制化過程、および、その後の大綱(平成27年閣議決定)作成過程を通じて、長時間労働の改善・予防のための啓発や学習の具体化に対するイメージや期待について明らかにした。

さらに、日本労働弁護団から提出された「ワークルール教育の推進に関する法律(第1次案)」など、学校・大学・地域・職場など多様な場を横断して働くことや働き方に関する学習課題が提起されていることが確認され、今後の研究の展開に有益な情報を収集することができた。また、2017年度に立ち上げた神奈川県内の弁護士・過労死遺族との「啓発授業検討会議」での蓄積を踏まえながら、労働に関する教育啓発事業の現状と課題について、理論的検討を含めて整理し、成果としてまとめることができた。

近年、労働行政による「労働教育」がワークルール教育等の名称の元に活性化する傾向が強くなり見られ、戦後すぐに行政部局としてあった「労働教育」の復活として、関心が高まっている。社会教育研究で蓄積され、80年代以降衰退していった「労働者教育」との関係性やその継承について、歴史研究を含めて改めて検討し、特に成人を対象にした新たな「労働教育」「労働者教育」を構想することが、新たな研究課題として確認される。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5件)

池谷美衣子「労働に関する教育啓発事業の現状と課題ー過労死等啓発事業を活用した大学での授業実践をふまえてー」『東海大学現代教養センター研究紀要』No.3,2019,pp.53-66,査読無.

池谷美衣子・富永貴公「女性たちが学ぶことの今日的な意味:国立市公民館における女性講座参加者の経験から」『社会教育学研究』No.54,日本社会教育学会,2018,pp.13-23,査読有.

富永貴公・池谷美衣子「男女共同参画関連施設における啓発事業を「教育化」する意義」『都留文科大研究紀要』No.85,2017,pp.127-144,査読有.

池谷美衣子・井口啓太郎・富永貴公「社会教育における「労働と生活」の問題構成 公民館講座「ワーク・ライフ・バランスの生き方デザイン」受講者の記述から」『浜松学院大学研究論集』No.12,2016,pp.11-25,査読無.

富永貴公・池谷美衣子・井口啓太郎「社会教育における「生活」の検討 現代的実践の展開にむけて」『東海大学課程資格教育センター紀要』No.14,2016,pp.57-67,査読無.

〔学会発表〕(計 1件)

池谷美衣子「報告1 ワークライフバランスをめぐる社会教育の研究系譜と課題」日本社会教育学会 2018年度6月集会 プロジェクト研究「ワークライフバランス時代における社会教育」,2018.6.3.

〔図書〕(計 1件)

手打明敏・上田孝典編『つながり の社会教育・生涯学習』東洋館出版社,2017,全224頁(池谷美衣子「労働と生活の分断を乗り越えるための学習ーワークライフバランスから考えるー」pp.151-162).

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。